

## 「佐賀県住生活基本計画（案）」に対し意見表明 ～安心して住み続けられる豊かな住生活の実現に向け意見を表明～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部佐賀損保会（会長：成田 浩章 損害保険ジャパン(株)佐賀支店長）では、2022年11月25日付で公表された「佐賀県住生活基本計画（案）」の意見募集に対し、12月14日付で意見表明を行いました。

現計画（平成28年度～平成37年度）は、住生活基本法第17条に基づき2016年度に策定がされましたが、国が見直した全国計画に即しつつ、「豪雨等自然災害への対応」、「コロナ禍を契機とした住まい方の多様化」や「住宅困窮者への支援」など、県民を取り巻く変化や佐賀県の特性を踏まえ、改めて策定されました。

佐賀損保会では、佐賀県において発生した自然災害を踏まえ、「自然災害に備え、住宅の耐震化や豪雨災害対策等が必要」との課題認識に賛同する一方、耐震改修の促進や、国の防災基本計画においても推進している水災補償保険の普及に関し、次の意見表明をしております。

### 《主な意見内容》

#### ●24頁 住まいに関する課題

計画策定において、課題の認識は大変重要と考えます。

平成28年4月に発生した熊本地震後に実施された「平成30年 住宅・土地統計調査」の「住宅に関して不満に思う項目」（本計画19頁）では、「地震時の安全性」および「台風時の安全性」が同率で約半数の方が不満に思われていることがうかがわれます。

さらに、当県では本計画25頁にも記載のとおり、令和元年8月大雨、令和2年台風10号、および令和3年8月大雨に見舞われ、約1万棟もの住宅が被災にさらされたことを考慮すれば、現在の住宅に対する県民ニーズは、平成30年 住宅・土地統計調査の県民ニーズとは異なっていることが推察されます。

実際に、県が令和4年8月末に公表した「令和4年度 佐賀県県民意識調査結果」中の「地震や台風などの災害へ備えた安全な県土であるために県に取り組んでほしいと思うものを教えてください。」では、「河川の維持管理」への要望が高くなっております。

一方、本計画24頁の課題認識では「県民が安全に安心して暮らせるよう、住宅の耐震化やバリアフリー化、省エネ化、耐久性等、住宅の質の向上が必要です。」としています。

当該認識は、「令和3年6月\_佐賀県住生活基本計画の見直しに係る県民アンケート調査（以下「令和3年県民アンケート調査」という。）」中の「住宅に関して提供してほしい情報」（本計画20頁）の4番目（20.8%）に意見の多かった「耐震改修やバリアフリー改修、断熱改修等の内容に関する情報」も参考に認識された課題と思慮いたしますが、本計画の「住まいに関する課題認識」において耐震化のみ記載されており、台風や豪雨に関する課題についても記載すべきと考えます。

#### ○佐賀県住生活基本計画の見直しに係る県民アンケート調査

<https://www.pref.saga.lg.jp/toukei/kiji00384997/index.html>

※当該調査結果では「税制優遇や補助金の情報（47.5%）」や「安心して工事を依頼できる工務店等の情報（36.2%）」も多数意見となっていることを考えると、本来、耐震化に関する税制優遇や補助金の充実ないしは、その情報提供が十分にできていないということが課題認識であると考えます。

#### ○令和4年度 佐賀県県民意識調査結果

[令和4年度 佐賀県県民意識調査結果 / 佐賀県 \(saga.lg.jp\)](#)

● 30頁 地域に関する課題

「地域に関する課題」については、25頁に記載のとおり、当県において発生した自然災害を踏まえ、「自然災害に備え、住宅の耐震化や豪雨災害対策等が必要です。」との課題認識に賛同いたします。

● 47頁 住宅相談窓口の機能強化と住情報発信の充実

令和3年県民アンケート調査においても、「安心して工事を依頼できる工務店等の情報(36.2%)」に対する県民ニーズは高いことから、「住宅相談窓口の機能強化と住情報発信の充実」施策に賛同いたします。

なお、「県内の大工や工務店、設計者等の住宅関連事業者の情報や、住宅の品質・性能に関する制度等の情報について、様々な媒体を通して県民に情報を発信」については優良会社のみでなく、悪質リフォーム業者や自然災害の急増に伴う住宅修理に付随するサービスを提供する悪質業者についても、県民に情報発信を願いたい。

● 48頁 既存住宅の耐震化の推進と性能に優れた住宅ストックの形成促進

「県は、佐賀県耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震診断、耐震改修の促進に係る市町の取組を支援しながら、耐震性のない住宅の解消を目指します。(佐賀県高齢者居住安定確保計画)」および「地震による建築物の倒壊から県民の生命・財産を保護するために、県は、佐賀県耐震改修促進計画に基づき、県民に対し既存住宅の耐震診断や耐震改修の重要性等に関する様々な情報を提供します。また、市町が行う戸別訪問などの普及啓発に対し技術的な支援を行います。」について賛同いたします。

なお、県民の生命・身体の保護に対して、耐震診断および耐震改修は大変重要と考えておりますが、同診断・改修はあくまでも家屋の倒壊を免れるものであることから、財産(住宅ストック)の保護のためには、被災者生活再建支援制度の充実要望(担当:危機管理防災課)や、国の防災基本計画において加入促進している地震保険法に基づく「地震保険」の普及を、既にご協力いただいている県危機管理防災課とともに、県住宅建築課(住宅所有者でなければ住宅の地震保険には加入できない)としても推進すべきと考えます。

○国の「防災基本計画」第2編1章1節2項(4)「災害応急対策等への備え」

第3節 国民の防災活動の促進2 防災知識の普及、訓練(1) 防災知識の普及から抜粋

○国〔内閣府、財務省〕は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

● 49頁 成果指標⑥

「⑥耐震基準が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率」については、令和7年に「おおむね解消」することとなっています。

しかしながら、本計画17頁に記載のとおり当県の「耐震性能を有する住宅ストック率については、82.1%となっており、全国平均(87%)と比較してその率は低く」とされている一方、令和3年県民アンケート調査\_問14では、「耐震化リフォームしたいと思っているが、実施するのは難しい(21.0%)」、「耐震化リフォームしたいとは思わない(12.2%)」と相当程度の方が耐震改修に消極的な意見を持っていることから※、県においては当該成果指標を確実に実現できるよう、耐震改修を推進していただきたい。

※新基準で建築された住宅にお住まいの方や、すでに耐震化済の方が53%いらっしゃる、残り47%のうちの33.2%(アンケート調査で耐震化が必要な方の7割の方)が耐震化に消極的な回答をしています。

● 53頁 自然災害等に備えた防災・減災対策の推進

「自然災害等に備えた防災・減災対策の推進」施策について、おおむね賛同いたしますが、以下の施策についてもご検討いただきたい。

- ・ 県やあらゆる関係者が「流域治水」の取り組みを推進することにつき、賛同いたします。しかしながら、例えば、六角川水系流域治水プロジェクトでは、中期工程が～令和 17 年、長期工程では～令和 31 年となっており、当分の間、六角川流域の県民の方は洪水リスクに晒されるものと考えております。そのため、現在ご提案いただいている施策とともに、被災者生活再建支援制度の充実要望（担当：危機管理防災課）や、国の防災基本計画においても推進している水災補償保険の普及を県住宅建築課として推進すべきと考えます。

○六角川水系流域治水プロジェクト

URL は欄外参照

○国「防災基本計画」第2節 国民の防災活動の促進 1 防災思想の普及、徹底から抜粋

○特に、気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ、国〔内閣府〕は、住宅等の復旧に十分な補償額を受け取れない被災者を一人でも少なくするよう、水害保険・共済への加入の促進に努めるものとする。また、国〔内閣府〕から地方公共団体に対して普及促進への協力の呼びかけに努めるものとする。

- ・ 当会としては、水害や土砂災害だけでなく、風災も重要な住宅施策と考えております。例えば、令和元年房総半島台風によって、住宅の屋根瓦等に大きな被害が発生したことを受け、令和 4 年 1 月から全ての新築建築物に対して「瓦の緊結方法に関する基準の強化」が義務付けられております。今般の台風等の頻発・激甚化を踏まえ、県施策として既存建物所有者へ基準の強化に関して普及啓発等をご検討いただきたい。
- ・ 「土砂災害特別警戒区域」とは、「土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域」と認識しておりますので、当該ソフト面やハード面での対策は公営住宅等に限定するのではなく、全住宅を対象としていただきたい。
- ・ 新施策「（県は、）止水板の設置や床下浸水への備えた対策など被害の軽減するための対策を検討するとともに、周知を図ります。」は、県が対策の実施主体なのか、検討・周知主体であるのか判然としないことから、明確化願いたい。
- ・ 既存住宅の耐震化施策については 48 頁に記載されておりますが、当該施策は「自然災害等に備えた防災・減災対策の推進」にも資するとも考えますので、再掲願います。

六角川水系流域治水プロジェクト

[https://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/site\\_files/file/rokkaku\\_project/rokkakugawa\\_project.pdf](https://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/site_files/file/rokkaku_project/rokkakugawa_project.pdf)